

記念講演

自然保護と自然史博物館の社会的使命¹⁾

千 地 万 造

Nature conservation, as one of missions of the natural history museum. Manzo Chiji

自然と資源の獲得に向けて

自然史(誌)系博物館や総合博物館自然誌部門(以下自然系博物館という)に動植物や岩石・鉱物・化石などの自然資料(標本類)や知識が蓄えられてきたのは、たとえそれが単なる自然物への収集欲や物珍しさから始まったとしても、20世紀前半までは、人が自然を人類の財産あるいは資源としてそこから生活の糧を求め、農林・水産業の生産性を高めるため、さらには、快適な生活を求め鉱物資源やエネルギー源を得るための必要性からであった。

世界最初の博物館は大英博物館(1753)であるが、これは当時有名な収集家H.スローンが、それが自分の相続人のものにならない代償として、収集に要した経費の4分の1に当たる2万ポンドと引き替えに、博物館として公開することを条件に全コレクションを国会に寄付したものである。ウィーン自然史博物館(1748)・フランス国立自然史博物館(1793)・ブダペスト国立博物館(1802)・フンボルト大学古生物博物館(1810)・オランダ国立自然史博物館(1820)・ベルギー王立自然史博物館(1843)等々をはじめとして、大航海時代から産業革命を経て20世紀前半までに、ヨーロッパ各国およびそれらの植民地に自然系博物館や植物園が造られ、天然資源収奪・獲得の拠点としてその役割(ミッション)の一つを果たし

てきた。

新大陸の発見によって、ここでも先住民の征服、領土侵略や西部開拓が行われた。開拓には地域の自然誌を明らかにし、農林・水産・鉱業を興すことが不可欠であった。スミソニアン自然史博物館(1846)・ハーバード大学比較動物学博物館(1859)・アメリカ自然史博物館(1869)・フィールド博物館(1894)・カーネギー博物館(1895)・ロスアンゼルス郡立自然史博物館(1919)をはじめ、ラブラタ大学自然科学博物館(1884)、カナダ国立自然科学博物館、ブラジル国立博物館等々の大規模な自然系博物館はもとより、各地の中・小博物館の多くも先住民族の考古・民俗、自然系で、天然資源の獲得と地域の開拓と次世代の教育を社会的使命として、自然(史)誌の調査研究・資料の収集・保存・継承の機能を果たしてきた。

自然との共生に向けて

20世紀後半に入ると、人類自らがその一員である自然との共生を無視し、自然からの収奪があまりにも大きく、かつ、全地球的に拡大してきたために、今や自然破壊は人類の存亡に関わることになった。自然保護(あるいは環境保全)は国際的にも国内においても急務となったのである。現代の自然系博物館には、開拓、開発のためではなく、自然保護・環境保全に寄与する博物館であること

が求められている。では現代の博物館はどのように定義されているのだろうか。

1) 世界最古の歴史を持つ英国博物館協会の定義は次の通りである。

博物館とは、公共の利益のために物的資料および関連する情報を収集、記録、保存、展示、解説する機関である。

「機関」は長期の目的を持つ公的な組織体を含む。

「収集する」は取得のすべての方法を含む。

「記録する」は記録を継続することがきわめて重要であることを意味する。

「保存する」は保護し安全を図るすべてを含む。

「展示する」はコレクションから代表的なものを選び入館者の期待に応えることである。

「解説する」は展示、教育、研究、出版など種々の分野による説明を意味する。

「物的資料」とは有形で、本物であることが保証されるものをいう。

「関連情報」とは博物館資料が単なる骨董品でないことを示す情報で、その来歴・取得・扱い方などの全記録を含む。

「公共のため」は博物館が専門的、非専門的を問わず社会のサービス機関であるという時代の考え方に対応しようとするものである。

2) ユネスコ傘下の NGO 国際博物館会議 (ICOM) 1989 年オランダ・ハーグ総会の規約第 2 条によれば;

博物館とは社会とその発展に貢献し、研究・教育・楽しみの目的で人間とその環境に関する物質資料を取得、保存、研究、伝達、展示する公共の非営利常設機関である。

(a) 上記の博物館定義はその管理体制の性格、地域の特性、機能構造、または収集方針によっても制限されない。

(b) 上記機関に加え次の機関を博物館とみなす

(i) 自然、考古学、民族学上の遺物、遺跡、史

跡、および人間とその環境に関連する物的資料を取得、保存、伝達する博物館の性格を有する場所

(ii) 植物、動物の生き物標本を収集・展示する機関、すなわち植物園、動物園、水族館、ビバリアなど

(iii) 科学センターおよびプラネタリウム

(iv) 図書館および公文書センターの常設保存研究所および展示ギャラリー

(v) 自然保護地

(vi) 諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が下記のごとく考える機関

・部分的または全体的に博物館の特性を備えている

・博物館学的研究、教育または研修を通し博物館と博物館専門職を支持している

(博物館学事典・1996 東京堂出版より)

3) 日本の博物館法 (1951) では第 2 条に次のように定義されている。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む、以下同じ) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料の調査研究をすることを目的とする機関・・・・ (以下省略) ・・・・・・

これらの事例でも判るように、博物館の基本的な機能は、1)「調査・研究」、2)「資料の収集・保管」=「コレクションの形成と継承」、3)「展示」、4)「普及・教育」、5)「情報提供」であり、これらの機能によって社会の発展=公共の利益に役立つことを博物館はその社会的使命としている。それは文化財や天然資源の収奪ではなく、多様な民族文化・民俗を理解し尊重し、人類社会の共栄を目指すことであり、同時に、自然の多様性を守り人と自然の共生に寄与することである。

現在の博物館の定義には一步踏み込んで文化財保護や自然保護への寄与を目的あるは重要な事業に明記されて然るべきではないだろうか。現在わが国では博物館法の改正が議論されているが、その際にはぜひ論議して欲しいと思う。

自然系博物館の機能を充実するために

自然系博物館が人と自然との共生に向かって社会的役割（ミッション）を担うには、前述の五つの基本的な機能が個別ではなく、互いに関連し有機的に機能しなければならない。図1はそれを概念的に示したものである。中心に「資料」を配したのはこれがないと博物館は成り立たないからである。「資料」とは博物館資料すなわち博物館

が所蔵するコレクションである。「資料」は学芸員・アマチュアを含む外部の研究者の個人あるいは協働による調査研究によってもたらされ、データや研究成果＝情報を伴わなければならない。「情報提供」には外からの問い合わせに答えるという受動的なものだけでなく、博物館側から積極的に外に発信する機能を重視する必要がある。自然保護に関しては国・地方の行政や事業者に対する助言・提言も含まれる。「展示」・「普及活動」は社会から形として一番よく見える博物館のサービス活動である。自然の多様さと互いのかかわり、美しさや不思議さなどが、やさしく・分かりやすい展示、見る人を自然へと誘うような展示はリピーターや自然愛好者を増やす。また、サークル作りやサークル間の交流を促すことにもなる。楽しい体験学習やレクチャーは「普及活動」の要諦である。

図の各機能を結ぶ線の上に「市民の声」とあるのは市民の評価・批判を真摯に受け止め各機能の在り方にフィードバックすることである。また「市民参加」は形ばかりの委員会をつくったり、適当に委員を委嘱してその場限りの意見を聞くだけのようない行政的・形式的やり方ではなく、研究者・教育者を含む自然愛好者に主体的に参加・協働してもらうことである。これがなければ博物館は閉鎖的になり、その活動は独りよがりになってしまう。自然保護のパブリック・オピニオンの裾野を拡げ、力強いものにするには、市民と協働する生き生きとした博物館でなくてはならない。

自然系博物館と生物の多様性の保護

（調査研究）：かつて、われわれは自然物をバラバラに収集し形状や形質を定性的・定量的に記載し、分類してきたが、それらが一定の下に、互いに関わり合って生活を営んでいることを

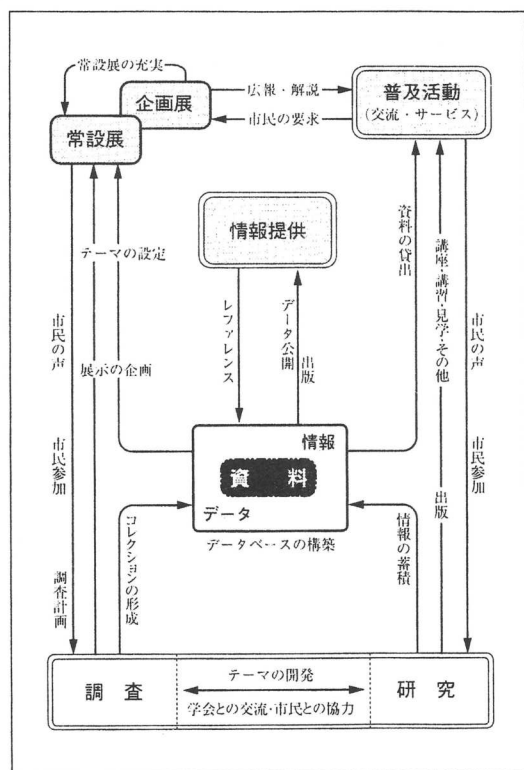


図1. 博物館機能の相互関係。

理解し、それを自然誌として把握するようになった。分類学や自然誌が歴史科学的性格を持つようになったのはライエルの「地質学原理」(Charles Lyell: The Principles of Geology; 1830-1833) およびダーウィンの「種の起源」(Charles R. Darwin: On the Origin of Species by means of Natural Selection, or the Preservation of Favoured Races in the Struggle for Life; 1859) 以降である。現在ではその両分野が絡み合い、放射年代学・古地磁気層序学や分子生物学などを援用して精細な歴史科学となっている。

われわれの知る最古の化石は西オーストラリア・ノースポール地方に分布する約38億年前のチャート中に、顕微鏡下で発見された球状あるいはフィラメント状の原核生物と考えられているものである。その形状からそれらはすでにかかなり進化したものと考えられており、生命の誕生はさらに古く40億年前後であろうか。現在の地球上の生物の多様性は最初に誕生した唯一の型の原核生物から始まり40億年の長きにわたって自己複製を繰り返し、その営みの中で突然変異と適応・放散、自然淘汰が累積した結果だと考えられている。自然保護は生物多様性を損なう要因すなわち人類の営みによる過大な自然の攪乱・破壊を予防あるいは排除、又は、可能な限り軽減することである。

自然系博物館が生物の多様性を実物標本として必要な記録と共に保管・継承(伝達)することは社会的ミッションの一つである。それによって各地の植物相(flora)や動物相(fauna)が詳細に明らかになることは言うまでもない。またこうして蓄積された博物館資料と情報が地域のレッドデータ・リストの作成および各種別の稀少度や絶滅危惧度の評価に役立つ存在であって欲しい。そのためには、一定区域内のできるだけ多種の、あるいはときには、特定種の分布状況を定期的・定量的

に調査・収集・記録・保管しなければならない。それには多くの分野の研究者および支援スタッフと予算を必要とするだろう。残念ながら、現在の日本の自然系博物館にはその力は極めて限られている。この状況を改善するには、学芸員だけでなく分類学・生態学および関連する他分野の協力者との共同・協働研究が不可欠である。同時に、一定地域又は地方の自然系博物館の役割分担と協力、各博物館設置者の人的、経費的援助と各自治体の行政的協力が必要であろう。

現在の日本の自然は直接的には最終氷期最盛時(約1.8万年前)の自然を引き継いで来たものであるから、それ以後今に至るまでの地域の自然誌の変遷、すなわち地域の古環境・生物相の変遷、人間社会の自然利用ないしは収奪の過程などが、博物館資料を手がかりとして明らかになれば、地域の生物群集中の何が絶滅種であり、どれが絶滅危惧種かを確認することができ、その原因も推定できる。また絶滅を防ぐ方途や人と自然の共生のあり方も模索できるのではないだろうか。大阪市立自然史博物館が学芸部門に地史研究室のほかに第四紀研究室を設けているのはこのような理由からである。

(データの共有化): 各博物館の蓄積したデータを自然保護に役立てるには、収集資料のデジタルネットワーク化も必要である。大阪市立自然史博物館・兵庫県立人と自然の博物館・島根県立三瓶自然館・倉敷市立自然史博物館・笠岡市立カブトガニ博物館・徳島県立博物館・高知県立牧野植物園などをキー・ステーションとして、北九州市立いのちのたび博物館・熊本市立博物館・伊丹市昆虫館・橿原市昆虫館・きしわだ自然資料館など、主に西日本の20数館の自然系博物館(学芸員・研究員個人を含む)、および自然保護団体や博物館友の会など約10団体が加盟するNPO法人「西日本自然史系博物館ネットワーク」の活動に注目し

たい。京都大学総合博物館がこれに加われればさらにネットワークの機能は強化されるだろう。

(パブリック・オピニオンの形成)：学会や大学・研究機関などではこれまでに社会的ミッションとして重要視されてきたとは思えないが、自然系博物館には普及・教育活動、すなわち 1) 収集した資料を一定の教育的・学術的意図や社会のニーズに応じて展示・公開すること、2) 参加・体験型学習プログラムの提供やエデュテーム的な各種のイベントの開催すること、(3) ミュージアムフレンズ(友の会)の運営、愛好者グループ相互の交流促進などを通じて、生涯学習を推進することを重要かつ不可欠な機能として求められている。そのための基礎的調査・研究、資料の収集・保管の重要性についてはすでにその一端を述べたが、もう一つの重要な側面がある。それは自然保護・再生の重要性とその在り方を市民はもちろん、行政や事業者などに対して普及・啓発する努力である。それには、研究者や専門家や教育者らと協力してシンポジウム、フォーラム、セミナー、ワークショップ等を通じて、自然保護の科学的基礎や自然との共生の在り方を関係者や一般市民と共に考え、自然保護をパブリック・オピニオンとして醸成することが必要である。

(展示)：常設展や企画展(特別展)の開催は博物館の基本的な機能である。展示を通して自然保護を広く市民に訴えることは自然史博物館の重要な社会的責務の一つである。いうまでもなく、わが国の自然系博物館は大抵の場合、何らかの形で自然保護や環境保全を展示テーマとして取り上げている。展示内容は大別すると以下ようになる。

①地域の優れた自然を実物資料を配したジオラマとして紹介し、保護の必要性を解説(写真・映像・説明文などを含む、以下同じ)する。

②地域の天然記念物を写真や標本で紹介・解説する。

③地域の絶滅種や絶滅危惧種を標本で紹介・解説する。

④教科書的ではあるが、植生の遷移や食物連鎖の解説や、空気中の二酸化炭素による地球温暖化とその自然環境への影響を解説する。

⑤野生生物の保護や地球環境保全の国際的努力の例示として、ワシントン条約、ラムサール条約などを解説する。

⑥環境汚染が人体に及ぼす影響について解説する。

筆者の経験では、それらの一つ一つはよく理解できるのだが、展示のおもしろさや知る楽しさに惹かれ、一定地域や日常身の回りの自然保護・保全の必要性に共感を覚えさせるにはいまひとつ迫力に乏しいように思われる。これはそれぞれの博物館の怠慢や力量不足によるものではなく、上記の六つのカテゴリーを統合して自然保護・保全をテーマにした展示をいかに展開するかが難しいのである。しかしそれを乗り越えようとする意欲的な試みも見られる。

千葉県立中央博物館では「自然と人間のかかわり」をテーマにした展示室をとくに常設し、房総半島を対象に身近な具体例を解説し、隣接する「生態園」での観察指導によって、自然と人の生活との調和が大切なことを広く訴えている。

神奈川県立生命の星地球博物館では、事業部門あるいは学芸・研究部門に地球環境、生態・環境などの研究担当者を配置することによって、展示や自然保護教育に反映させている。「地球を考える」、「生命を考える」、「神奈川の自然を考える」、「自然の共生を考える」などをテーマとした四つのコーナーから成る常設展示室と、新着標本や所蔵標本を順次交代で見せる「ジャンボブック」展示室、ミュージアムシアターなどがある。「共生」展示室はグラフ・写真・解説文などによるパネル展示に偏っている嫌いはあるが、石炭、石油による二度のエネルギー革命を経て物質文明を追求し

てきた結果が地球環境破壊の危機を招き、いまや自然との共生なくして人類の未来はないと訴えている。

大阪市立自然史博物館は創設当初から学芸部門に複数学芸員から成る第四紀研究室を設け日常的な調査研究などを行っている。展示室は6室ありそれぞれのテーマは次のようになっている。①身近な自然、②地球と生命の歴史、③生命の進化、④自然のめぐみ、⑤生き物のくらし、⑥大阪の自然誌。人と自然のかかわりを意識して作られた展示は①、②の前半、④、⑥に見られるが、自然保護をとくにアピールしたものではない。

滋賀県立琵琶湖博物館の研究部門は、従来のような地学・植物、動物といった自然誌の分野別区分ではなく、湖沼研究系、集水域研究系、応用地域研究系、博物館学研究系から構成されている。琵琶湖とその集水域の自然と人の関わりをメインテーマにした博物館である。展示室4部門から成り、幼児・小学生を対象としたディスカバリー・ルーム、①琵琶湖の生い立ち、②人と琵琶湖の歴史、③湖の環境と人々のくらしで、この中に世界一の規模を持つ淡水域水族館が含まれている。自然を愛し自然・環境保護に関心を持つ人々の交流の場となっている。

兵庫県立人と自然の博物館も研究開発部門は、自然環境評価研究部、自然環境マネジメント研究部、自然・環境再生研究部、シンクタンク推進グループの3研究部・1グループで構成され、各研究部にはそれぞれ3、4人からなる複数のグループを配している。当館の研究員集団には自然誌以外の多彩な領域（たとえば都市計画、造園等々）の研究者が多数加わっている。兵庫県立大学自然・環境科学研究所が当館に設置されている。当館の展示は次の五つのテーマで構成されている。①兵庫の自然、②人と自然、③新しい文化、④生物の世界、⑤地球・生命と大地である。展示室の一角

に「アース・シアター」と名付けられた部屋があり、環境問題に関する映画を上映したり、③では資源のリサイクルや資源の適正な管理を呼びかけている。

上記はわが国における中・大型公立博物館の少数例であるが、地域博物館としてその社会的ミッションに根ざした学際的な研究に向けたユニークな組織や活動スタイルであり、人と自然の共生の在り方を模索しようとする意欲の表れでもある。今後のさらなる発展と成果を期待したい。

自然保護・環境保全をテーマにした展示のあるなしにかかわらず、また規模の大小を問わず、多くの自然系博物館では近隣地域の湖沼・ため池・河川・里山あるいは付設の生態園や自然園などをフィールドとして種々の自然・環境保護学習を行っている。今後は個々の博物館・園独自の活動にとどまらず、館・園相互の、あるいは外部の研究者・市民・行政などとのコラボレーションを進める必要があるだろう。

今更言うまでもないが、1936年に発足した釧路市立郷土博物館（釧路市立博物館）の70余年におよぶ釧路湿原とのかかわりや、また博物館でもあり自然保護行政機関でもある石川県白山自然保護センター、秋吉台自然科学博物館など、サイトミュージアムにおける外部の研究者らとの協働活動に学ぶべきことは多い。

博物館は収益のための集客装置ではない

残念ながら欧米諸国に比べて日本では、博物館そのものの後発性や社会的使命に対する理解の不十分さもあって、博物館を観光施設あるいは集客施設とみなしている設置者が多いようである。さらに近年、改革に名を借りた市場経済原理主義的論理によって、彼らは博物館の規模、人員・経費を極力縮小・削減する一方、収益を上げるためだ

けの経営努力を強いている。そればかりか企業におけるコスト・パフォーマンス向上のための整理統合、不採算部門の廃止や売却、あるいは企業間の吸収合併などの手法を適用しようとする。

たとえば大阪府が本年4月に公表した財政再建プログラム試案の中に、府立弥生文化博物館を廃止、施設は売却、展示物と博物館機能は府立近つ飛鳥博物館に移転する方針が示されている。同博物館は大阪府和泉市と泉大津市にまたがる池上曽根遺跡（面積約60畝の環濠大集落遺跡・1976年国史跡に指定）の一角に造られたサイトミュージアムである。同遺跡出土の文化財を収集保管、調査研究するだけでなく、実物・レプリカなどの展示、セミナーをはじめ各種の普及行事を通じて、また隣接する弥生集落の各種家屋を復原・配置した遺跡公園および弥生文化学習館と一つのセットとして、多くの府民や広く府内外の幼・小・中学校教育にエデュテーションの場を提供し親しまれてきた。一方考古学分野ではわが国における弥生文化の研究センターを目指して活動してきた博物館でもある。これを、博物館のミッションも立地条件も何もかも切り捨て、単に収益性という評価基準のみで廃止しようというのである。大阪市立大学名誉教授直木孝次郎氏はこれを『秦の焚書にも比すべき暴挙だ』と憤激（毎日新聞2008年4月11日夕刊社会面）されたという。もしこの試案が実行されれば、大阪府および同教育委員会はその文化・教育行政に拭いきれない大きな汚点を後世に残すことになるだろう。

博物館本来の機能を強化することによって利用者を増やす努力は、たとえそれが収益に結びつかなくとも、当然しなければいけない。しかし、調査・研究、資料の収集・保管・継承（伝達）、展示・生涯学習、自然保護、文化財保護という社会

的ミッションを省みることなく収益の追求に走ってはならない。博物館は“見せ物小屋”ではないのである。

参考文献

- 樋口秀夫（編集責任者）. 1981. 博物館講座・第2巻（日本と世界の博物館史）. 243pp. 雄山閣出版, 東京.
- 倉田公裕（監修）. 1996. 博物館学事典. 491pp. 東京堂出版, 東京.
- 千地万造. 1998. 自然史博物館—人と自然の共生をめざして—. 253pp. 八坂書房, 東京.
- 布谷知夫. 2005. 博物館の理念と運営—利用者主体の博物館学—. 234pp. 雄山閣, 東京.
- 千地万造・木下達文. 2007. ひろがる日本のミュージアム—みんなで育て楽しむ文化の時代—. 179pp. 晃洋書房, 東京.

-
- 1) 本関西自然保護機構がNPO法人大阪自然史センターと合流して今後の活動を強化するという理事会方針が決められた経緯については、会誌前号（29巻2号）でお知らせしたとおりです。その後、2007年12月22日および2008年3月1日の本機構総会を経て合流が決定しました。その間に前号の巻頭言「自然誌（史）系博物館と自然保護」を書き、それを下敷きにして2007年総会で講演することになりました。慣行によれば、講演やシンポジウムの内容はそのあとの会誌に論文の形で掲載することになります。そのようなわけで、本稿では講演や巻頭言で省略した部分や舌足らずであった部分を出来る限り補いましたが、巻頭言と重複した記述が多くなってしまいました。御了承ください。

